

東京都医療勤務環境改善支援センター設置要綱

平成 26 年 8 月 28 日 26 福保医人第 1267 号

一部改正 平成 27 年 3 月 30 日 26 福保医人第 2823 号

(設置)

第 1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 2 第 3 項の規定に基づき、東京都における医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として、東京都（以下「都」という。）は東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 センターは、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 東京都内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- (2) 東京都内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- (3) その他医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

(東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会)

第 3 都は、センターの設置の趣旨に沿って効果的かつ円滑な運営が行われるよう、「東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会の設置に係る必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第 4 センターの事務局を、東京都福祉保健局医療政策部に置く。

(補則)

第 5 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。